

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市柞田土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（ほ場整備事業）油井北側地区）計画を変更することについて平成30年2月2日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において平成30年2月26日から同年3月19日まで縦覧に供する。

平成30年2月20日

香川県知事 浜 田 恵 造